

柳川・みやま消費生活センター消費生活出前講座実施要領

1 目的

地域の団体等が主催する学習会等に消費生活相談員を講師として派遣する、消費生活出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、消費者被害の未然防止を図ることを目的とする。

2 対象

出前講座の受講対象は、柳川市又はみやま市に所在する団体、グループ等が主催するおおむね10人以上が参加する学習会等とする。

3 内容

出前講座の内容は、悪質商法の手口とその対処法等とし、受講者及び学習会の目的に合わせて対応するものとする。

4 開催日時

出前講座の開催日時は、原則として土日祝日及び年末年始の休日を除く午前10時から午後5時までのうち2時間以内とする。

ただし、柳川・みやま消費生活センター長が認める場合は、この限りではない。

5 開催場所

出前講座の開催場所は、柳川市及びみやま市内に限るものとし、会場の確保や講座についての準備等は、申込者が行うものとする。

6 講師料

出前講座の講師料は、無料とする。

7 申込み

申込者は、原則として受講希望日の1か月前までに、電話で日程等を連絡し、日程調整の後、消費生活出前講座申込書を提出するものとする。

8 決定

申込みがあったときは、内容、日時等について審査の上、講師の派遣の可否を決定し、消費生活出前講座決定通知書により申込者に通知するものとする。

9 申込内容の変更等

申込内容の変更や受講を取り消す場合は、速やかに連絡するものとする。

10 報告

受講者は、受講日から1週間以内に消費生活出前講座報告書を提出するものとする。

11 申込み先

柳川・みやま消費生活センター

〒839-0293 柳川市大和町鷹ノ尾120 柳川市役所大和庁舎1階

TEL 0944-76-1004 FAX 0944-76-1022